時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰五號活字ニテ	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

政府の人材を何如せん

世上の言ふ明治政府は人材の府なりと云ふ我輩も亦そのなるを信ずるものなり其次第如何と云ふに維新功臣の諸氏は何れも撥亂反正の大事業に任じて功績を顯はしたる元勳なれば之は例外として扨その後次第に政府に出身したる人々の中には或は藩閥云々の縁故を以て分外の登用を得たるものもあらんなれども多數に就て之を見るときは何れも自家一身の技倆を以て進みたるものにあらざるはなし或は維新の初め藩の英才と云ふを以て徴士の列に加はり闕下に召されて任途に就たるものもあらん、或は久しく海外に留學し又は國内官私の學校に學びて相應の學術と智識とを得たる上、更に官府の門に入りて實地の經驗練磨を積み一藪の働手となりたる者もあらん、或は囊中の錐其頴を脱し嶄然たる頭角、蔵ふ能はず其材能忽ち政府の聞知する所となりて民間より擢用せられたるものもあらん其出處立身は種々樣々なれども政府の爲めに力を盡すの一段は何れも皆な同一樣にして其に政府の忠臣なりと云はざるを得ず左れば明治の政府は維新功臣の手に成りたるのみと無論なりと雖もその働は唯士臺を据ゑたるに過ぎずして木材の切組よりその仕上に至るまで一切の工事は皆な多材の士の受負に由て成功を告げ實際の功勞は決して士臺を据ゑたるもの〜下に在らずして此種の人々は政府の部内に必要缺くべからざるのみならず其人數も甚だ多く隨て勢力も頗る大なるが故に其向背は以て政府を左右するに足るべし世人の言に民間の勢力は以て政府を動すべしと云へども我輩の所見に依れば政府を動すものは民間の勢力よりも寧ろ政府部内なる此種の人の勢力に在りと斷言せざるを得ず扨今日までの處にては此種の人々は政府の忠臣として心身を擧て其事に當る所に敢て去就を誤りたるのみとなかりしと雖も今後の時勢に於て施政の方針如何によりては其人々の向背も知る可らずして政府の勢力に關係する所、甚だ少なからざる可し如何となれば從前の輩が政府の忠臣として心身を惜まざるは唯その信ずる所に依頼して十分に技倆を伸さんとするが爲めのみなれども若しも一旦その依頼する所を失ふときは今日の忠臣も忽ちに變じて戈を倒にするの人たらざるを保し難ければなり蓋し今後の時勢とは即ち國會開設の一期にして此期に當り政府の方針分明あらざるのみならず扨ては政府部内の輩は恰も依頼す可き中心點を失ふの類として悉く心身を投ずる目的の在る所を知らず遂に心に思はざるの不忠に陥るのみならず可し誠に安からざる事共なり近來世間の風聞に國會の創建として官員共に共用意を初手に公に私に政友を募集し政黨を結するなど頗る忙しき有樣なりと云ふ此際我輩が局外に居て竊に政府の爲めに謀れば政府が果して大に國會議場に爭はんとするには今日に當り先づその主義を確定して部内の一致を計るのみと最も緊要なりと信ずるものなり前に述べたる如く政府部内の忠臣は其人數既に少なからざる上に材能技倆は當世の士人中傑出のものなればその多士の協心同力を得て樣々に政略を運らし以て議場に爭はんには天下又誰れか當るものあかるべしと雖も不幸にして當局の政治員が銘々勝手の運動をなし或は藩閥の本陣に割據して防守の策を執らんとするものあれば或は防禦線外に切出して政友を官の内外に求めんとするものあるなど一政府の決心一致せずして主義に定まる所なきときは平生の忠臣も信據する所を失ひ解體離散して用をなさゞるのみか却て糧を敵に假すが如き意外の變あるしとも云ひ難し果して然るときは政府は唯敵を外に受くるのみならず内に蕭墻の禍を生じて面も年來その股肱と頼み恃たる忠臣を失ふに至るなれば損害の及ぶ所みれより深きはなかる可し且その損害たるや獨り現政府の損害のみにあらず此多材の多士は實に有爲有力の人々にして其勢力は以て一國の政治社會を動すに足るべければ政府が一度び其心を失ふて向ふ所を區々ならしむるときは其禍は延て國の治安に及び如何ある亂階を釀す可きやも圖る可らず過慮ながら我輩の今より不安に思ふ所のものなり

官報

陸文官試驗試補及見習規則中削除ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十一年十二月廿八日　内閣總理大臣伯爵黑田清隆

勅令第九十八號

明治二十年(七月)勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則第二十三條中「高等試驗期日三十日前ニ」ノ十一字及同則第三十六條中「普通試驗期日三十日前ニ」ノ十一字ヲ削除ス

○東京府令第七十五號

明治二十一年東京市區改正費支出豫算ノ内常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通定ム

明治二十一年十二月二十九日　東京府知事男爵高崎五六

明治二十一年度東京市區改正費支出豫算

一金四千三百五圓六十三錢五厘

○東京府令第七十六號

明治二十一年度東京市區改正費支出豫算

會ノ決議ヲ經テ左ノ通定ム

明治二十一年十二月二十九日　東京府知事男爵高崎五六

△印ハ朱書

明治二十一年度東京市區改正費支出豫算

一金九萬六千二百九十九圓五十六錢四厘　東京市區改正費

明治二十一年度東京市區改正費支出收入豫算臨時區部

内譯

金六萬三千八百十九圓八十九錢九厘　道路取擴費

金二萬圓　燒失跡地改正豫備費

金五千四十四圓三十錢七厘　東京市區改正委員會費

金七千四百三十五圓三十五錢八厘　豫備費

△外

△金四千三百五圓六十三錢五厘　△道路取擴費

但東京府令第七十五號ニ屬スル分

△會計金十萬六百五圓十九錢九厘

明治二十一年度特別税及河岸地貸下地料收入豫算

一金六萬二千八百二十一圓九十八錢七厘　地租割

但二十一年度地租豫算耕地ヲ除ク金二十六萬四百五十六圓地租金一圓ニ付金二十四錢一厘二毛即チ地租額ノ四分餘ノ一

一金二萬三千六百七十一圓三十一錢六厘　家屋税

但總個數千二萬九千七百九十五個一個ニ付金二厘三毛六糸即チ地方税十分ノ〇五三餘

一金一萬四千百十五圓五錢八厘　河岸地貸下地料

合計金十萬六百七圓三十六錢一厘

△内金二圓十六錢二厘　△收入過

○東京府令第七十七號

明治二十一年度特別税徴收規則左ノ通定ム

明治二十一年十二月二十九日　東京府知事男爵高崎五六

第一條　明治二十一年度特別税徴收規則

地租割ハ地租額同時ニ二十二年一月中徴收スヘシ但其納期中地租額ニ增減アルモ徴收後ノ地租割ハ增減セス

第二條　家屋税ハ二十二年二月中徴收スヘシ

第三條　家屋税ノ建物ハ二十一年十月一日調査ノ建坪ヲ準トシ同日後家屋ノ取崩シ及ヒ燒失ハ之ヲ除去シ二十二年二月一日ノ現所有者ヨリ徴收スルモノトス

第四條　第一條第二條ノ納期内ニ於テ區長ハ適宜徴收ノ日時ヲ定ムルコトヲ得

○宮内省移轉　來る二十二年一月十一日宮城へ御移轉に付きては宮内省(圖書諸陵の二寮を除く)は都て宮城内へ移轉する筈なり

○非職滿期　左の十名は去る二十七日非職滿期となれり

非職元文部權大書記官　小林小太郎
非職元文部權大書記官　伴正順
非職元文部權大書記官　木村正辭
非職元文部權大書記官　内村良藏
非職元文部權少書記官　佐澤太郎
非職元文部省御用掛(准奏任)　鈴木唯一
非職元文部省御用掛(准奏任)　古賀護太郎
非職元文部省御用掛(准奏任)　水野忠雄
非職元文部省御用掛(准奏任)　相良知安
非職元文部省御用掛(准奏任)　中根淑

○北洋海軍提督及左右翼總兵官の新任　前に醇親王は海軍衙門の諸大臣と共に海軍章程を擬定し北洋海軍提督以下の新官を特設するの議を奏上せし由なりしが今本月十七日刊行の北京々報に據れば北洋艦隊司令官丁汝昌氏は同日の上諭を以て北洋海軍提督に新任せられ又同日定遠號艦長劉步蟾氏は北洋海軍左翼總兵官に、鎮遠號艦長林泰曾氏は北洋海軍右翼總兵官に就も新任ありたり

雜報

○東京水道に關する意見　東京水道の改良を市區改正と共に實行せんとの計畫あるに就ては府下の豪商諸氏より之を私設會社の事業に歸せしめたしと從來之に關して調査したる設計の一伍一什を認めて其筋へ出願したるみとは豫て本紙上に記載したるが右に就ては世間よも種々可否するの說あり殊に市區改正委員中に在りては寧ろ之を公共事業に屬せしめんとの說多數を占め居る由なり其成行如何は追て内閣の評議を經て何分の決定に至るべけれども今之に關する或人の說を聞くに若し該事業を東京紳商の手に委ね會社を設立し株主を募集したらんには數百萬圓の資金を集るのみと甚だ容易からんなれども元來事業の性質たる營利の目途に附すべき者ならず殊に斯る巨額の費金を要する會社に對しては別に競爭者の起るべき見込もなし良し他に之と對峙するの會社が出來得るとも世に多摩川の水源固より限りありて唯一會社の供給に充る迄に止る次第なれば到底競爭者を見出すとなく先んずる者は全く專賣權を握るの道理なり既に此權力を握りたる曉には最初に如何なる厳重の約束を設るも行末久き間には種々の弊害を生じ却て營業の市民に取て不利を招くに至るあらん現に

明治廿二年一月廿一日午後一時横濱東京日本橋區坂本町集行集會所ニ於テ當社株主定式總會ヲ開キ廿五日迄本社株券

●船來小間物非常大安賣
但シ正札附一厘モ引ナシ　萬一御

小生儀業務ニ付今年第ノ雜ヲ缺ク弁ニ御年賀御斷申候　林清之進